本件控訴を棄却する。 控訴人の当審において予備的になした仮処分の申請を却下する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。東京地方裁判所が同裁判所昭和二七年(ヨ)第二五六〇号船舶立入禁止等仮処分事件について、昭和二十七年六月九日なた仮処分決定は、「債務者(被控訴人)は、山口地方裁判所昭和二八年(ワ)第6人の二号払下代金等請求事件の反訴に対する判決が確定するまで岩国市内及びで治して記述で出て記述を出て記述を表してはならない。」と変更して認可する。訴訟費用は第一、二級と変更して認可する。訴訟費用は第一、二級と変更はで記述が表別の負担とする」との判決を求め、もし右第二項の仮処分の申請が者の、企業には予備的に「前示東京地方裁判所のなした仮処分決定は、「債務者の、ときには予備的に「前示東京地方裁判所のなした仮処分決定は、「債務者の、には、は前示反訴に対する判決を求め、の表任する執行更は右趣旨を公示が、の行為をしてはならない。債権者(控訴人)の委任する執行更は右趣旨を公示がある。」との裁判を求める旨申し立て、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

なお控訴人の当審においてなした予備的申請の拡張に異議はない。」と述べたほか、原判決事実摘示記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

疎明として、控訴代理人は、甲第一ないし第八号証(いずれも写)、第九、第十号証、第十一号証(写)、第十二号証、第十二号証(写)、第三十六号証、第三十五号証(写)、第三十八号証、第三十五号証、第四十二ないし第四十一号証、第四十二ないし第四十四号証(いずれも写)、第四十五号証、第四十六号証、第四十七、第四十八号証(いずれも写)、第四十五号証を提出し、原審並びに当審証人の見を記を記し、の余の乙号各証の成立は認める。第二を提出し、乙第十一号証の成立は知らない、その余の乙号各証の成立は認める。訴言を表して提出せられたものはその原本の存在並びに成立を認めると述べ、以上し、名をもつて提出せられたものはその原本の存在並びに成立を認める、第二十七号証、第四十六号証、第四十九ないし第二十二号証の成立は知らな存在がに成立を認める、甲第四号証を援用すると述べた。

理由

今この見地の下に控訴人の変更の申立を吟味するに、控訴人の第一次の変更申立は、立入の理由を制限しない点において、また立入禁止区域を旧軍艦陸奥の船はいた。 に止めずしてその附近に拡大した点において、原決定の定めた仮処分の方法ととるいようにみえるが、その全体から観察するときは二者格別変ることなく、ことにその立入禁止の期間を限つた点において減縮されておると認められるので、かかま変更の申立はこれを許すを相当と認める。しかしながら、予備的申立は、その実のたなる仮処分の申請であつて、第一次の仮処分の申請が仮の地位を定めるためのしたのの申請であるのに対し、予備的になされたそれは係争物に関する仮処分の申請であつて、二者その性質を異にするものというべく、ことに控訴審においてあって、二者その性質を異にするものというべく、ことに控訴審において、たといなすが如きは、仮処分事件における専属管轄の規定をみたすものであつて、たとい 相手方の異議がないからといつてこれを許すことはできないものといわなければな らぬ。従つて右申請は、たとい第一の申請が理由がない場合であつても、これを審 判することができず、その場合にはこれを不適法として却下するのほかないのであ る。控訴人はよろしく管轄裁判所に新たなる仮処分の申請としてこれをなすのほか ないであろう。

よつて専ら控訴人の右第一次の変更の申立の範囲において、控訴人の本件仮処分

申請の当否、従つて原決定の当否を審判することとする。 控訴人は、本件仮処分申請の被保全権利として、控訴人主張の場所に沈没している旧日本軍艦陸奥の船体(以下陸奥船体と略称する)ならびに船体内にある別紙目 録記載の物件を含む搭載物件全部に対する占有権を主張し、その占有権取得の理由 として右船体並びに物件に対する所有権の取得その他種々の事由を主張している。 しかしながら、右事由中控訴人が原審において主張した事由については、 もまた原審とその判断をひとしくし、当審において新たに提出、援用せられた疎明 資料によるも到底控訴人が右事由に基き前示船体並びに物件につき占有権を有して いるとの疎明があるものとなすことができないので、この旨附加して、すべて原判決の理由をここに引用することとし、以下控訴人の当審における被保全権利についての新たなる主張についてのみ検討することとする。

控訴人は、まず控訴人は旧軍艦陸奥の塔載物資引揚の具体的手配を完了している ので、その船体並びに全搭載物資につき占有権を取得しているものである、と主張 するが、たといかかる事実があるからといつて、直ちに控訴人が右占有権を取得し

たということができないので、控訴人の右主張は理由がない。
次に控訴人は、昭和二十四年六月二十日の山口県知事との契約により、陸奥船体 内にある軍艦搭載物資の全部の払下を受けて、これが所有権を取得したと主張しているけれども、右は、原本の存在並びにその成立について争のない甲第一号証(乙 第一号証と同一内容の書面)によれば、被控訴人国のために旧日本軍艦陸奥搭載物 件の引揚及び売払に関する契約担任者山口県知事Aが控訴人に売却したのは、陸奥 船体内にある重油、揮発油、繊維品、ワイヤ、マニラロープ、非鉄金属、食品に過ぎず、陸奥船体自体並びに武器弾薬は明らかに除外されていることが明らかであつ て、この点についての原審並びに当審証人Bの証言、原審並びに当審(第一、二回)における控訴会社代表者D尋問の結果は信用できない。その他本件一切の疎明 資料によるも、控訴人の右主張事実について疎明があるという程度には至らないものという。 のというべきである。しかのみならず、別紙目録記載の物件に限定して考えても、 原判決理由一で認定してあるとおり、陸奥船体内には、重油、ガソリン、非鉄金 属、食糧、繊維関係、ロープ及びワイヤーロープについても、控訴人が売却を受け た数量の二倍以上数倍に達する物件が存在すると推定されていたのであるから、控 訴人は右売却を受けた物件を現実に引き揚げた場合にその所有権を取得するものと 解すべきであつて、現に陸奥船体内にある売却物件の数倍に達する物件中の如何な る部分が控訴人の所有に属するかは、引揚以前には、これを特定するに由ないので ある。よつて別紙目録記載の物件についても、控訴人がこれを所有することにつき 疎明があるとはいえない。

次に、控訴人は、被控訴人が所有権を放棄した旧軍艦陸奥の残骸を先占して、 れが所有権を取得した、と主張しているけれども、(右主張は予備的申立の理由として主張されているのであるけれども、船体に対する所有権の取得原因として第一次の申立とも関連をもつので、ここに判断することとする。)たとい控訴人主張のような事情があるとしてもこれをもつて直ちに被控訴人が旧軍艦陸奥について所有となります。 権を放棄したものと速断することができず、その他右放棄の事実を疎明するに足る 何らの資料がないのみならず、控訴人主張のように沈没している軍艦に浮標をつけ ただけでは、未だ巨大なる軍艦を占有したといい難いから、先占に因る所有権取得 の控訴人の主張は到底採用するを得ない。 以上の次第であつて、控訴人の本件仮 処分の申請は、その被保全権利につき疎明なく、また保証をもつて疎明にかえることも相当でないので、これを却下すべく、待つて、さきに本件につき東京地方裁判所のなした仮処分決定を取り消し、控訴人の仮処分の申請を却下した原判決は相当でなる。 であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべく、また控訴人の当審にお いて予備的になした仮処分の申請は理由冒頭掲記の理由によりこれを却下すべく、 よつて民事訴訟法第八十九条第九十五条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大江保直 判事 猪俣幸一 判事 古原勇雄)